平成２４年（フ）第４４８号
大津市若葉台６番30号　クレストササキＡ―４
債務者　木村　千夏
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７８号
滋賀県彦根市長曽根南町378番地45
債務者　**隗**　善己
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２００号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町49番地２
債務者　吉村　優一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８５号
奈良県天理市中山町266番地
債務者　岸田　清治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３９４号
奈良市丸山２丁目1220番地の63
債務者　田窪奈津子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４１６号
奈良市二名４丁目1193番地の13
債務者　杉本　健一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２７号
奈良県生駒市辻町795番地
債務者　品川　将蔵
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３８号
奈良市佐紀町2308番地
債務者　杉本やゑ子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４４０号
奈良市西登美ケ丘８丁目15番21号
債務者　酒井　哲夫
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８８号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野1962番地15
債務者　伊藤　均
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番10―46号
債務者　髙橋　亮二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２９号
広島市西区井口１丁目15番25―202号
債務者　中谷　忍
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９８号
広島県東広島市河内町河戸2458番地３
債務者　脇本　薫
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８号
広島県尾道市栗原町9925番地
債務者　赤石美枝子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
愛媛県松山市会津町４番17号
債務者　松田　昭子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１０号
愛媛県伊予市下吾川410番地８棟23号
債務者　友澤　達也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
福岡県嘉麻市漆生653番地15、住民票上の住所福岡県嘉麻市山野1256番地７　福成アパート
債務者　三好ユリ子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１４９号
福岡県飯塚市潤野859番地１　グラシュ・プレーヌⅦＣ―101、前住所福岡県直方市大字下境3910番地187
債務者　中神　信二
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部